

低所得者支援及び定額減税補足 給付金(調整給付)

申請期限
10月31日(木)

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、持続的な賃上げが行われる経済の実現をめざし、令和6年分の所得税額や令和6年度個人市・府民税所得割額が定額減税しきれないと見込まれる人に対し、低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)を給付します。詳しくは、市ホームページを確認してください。

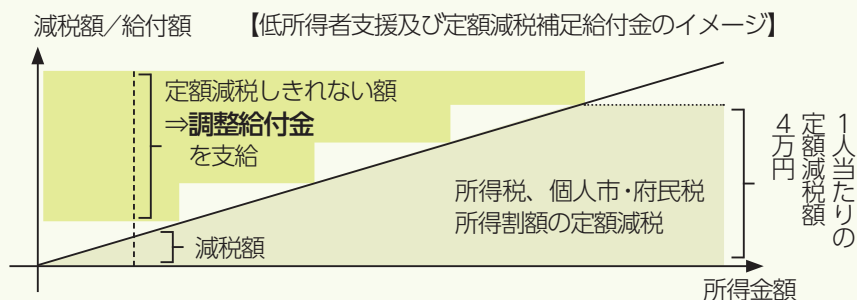


✓ 給付の対象

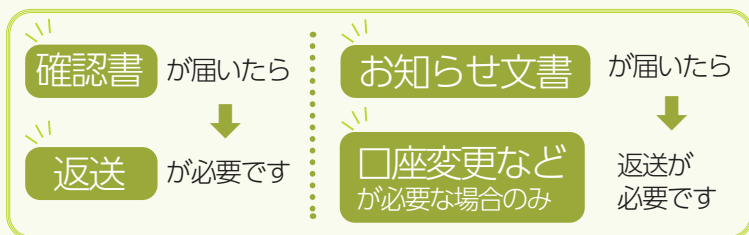
次の全てに該当する人 ●令和6年分の所得税額や令和6年度個人市・府民税所得割額が課税されている人 ●扶養親族などの数に基づいて算定される定額減税により減税しきれないと見込まれる人 ※令和6年分推計所得税額および令和6年度個人市・府民税所得割額にかかる合計所得金額が1,805万円を超える人を除く

✓ 給付額

令和6年分推計所得税額または令和6年度個人市・府民税所得割額を上回る額の合算額(所得税分控除不足額+個人市・府民税分控除不足額)を基礎として、1万円単位で切り上げて算定した額



✓ 給付金の申請方法 ～対象者へ確認書またはお知らせ文書を送付します～



6月28日から市が順次送付する確認書などを同封の返信用封筒で、〒589-8790大阪狭山市重点支援給付金事業事務局(市役所別館・第4会議室)へ郵送または直接。10月31日(木)必着 ※お知らせ文書が届いた人は、給付金の口座変更などが必要な場合のみ、12日(金)までに手続きが必要

電力・ガス・食料品等価格高騰重点 支援給付金(一体給付)

申請期限
10月31日(木)

対象 ①令和6年6月3日時点で市の住民基本台帳に記録され、令和6年度個人市・府民税所得割額が非課税の世帯(個人市・府民税が課税されている人に扶養されている扶養親族などのみで構成される世帯、租税条約の届け出により免除されている人を含む世帯、既に他市町村で本給付金を受給した世帯は対象外) ※令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加給付・所得割非課税・こども加算)の支給対象となった世帯は対象外 ②①の世帯で、平成18年4月2日以降に生まれた子どもを含む世帯 **支給額** ①1世帯10万円 ②子ども1人につき5万円 ※対象世帯に1度のみ支給 **申請方法** ●令和6年1月1日時

点で市の住民基本台帳に記録されている世帯/6月28日から市が順次送付するお知らせ文書または確認書を同封の返信用封筒で、〒589-8790大阪狭山市重点支援給付金事業事務局(市役所別館・第4会議室)へ郵送または直接 ※お知らせ文書が届いた世帯は、給付金の口座変更などが必要な場合のみ、12日(金)までに手続きが必要 ●令和6年1月2日以降に市の住民基本台帳に記録された人/6月28日から市が順次送付する申請書と必要書類を同封の返信用封筒で、〒589-8790大阪狭山市重点支援給付金事業事務局(市役所別館・第4会議室)へ郵送または直接。10月31日(木)必着



大阪狭山市エネルギー価格高騰 対策事業者支援金

申請期間
1日月～9月30日月

エネルギー価格の高騰により、経済的に影響を受ける市内の中小企業などに、事業の継続支援を目的として大阪狭山市エネルギー価格高騰対策事業者支援金を交付します。

＜対象事業者＞令和6年6月30日以前に開業していて、次の要件をすべて満たす事業者

- 市内に主たる事業所を持つ中小企業
- 申請時点で営業実態があり、今後も事業を継続する意思がある
- 対象経費が5万円以上 ※令和6年1月1日～6月30日に開業した者(新規開業者)は除く
- 確定申告をしている(新規開業者は除く)
- 市に法人などの設立・開設・異動申告書を提出している
- 雇用契約によらない業務委託契約などに基づく事業活動からの収入を主たる収入とし、雑所得または給与所得で確定申告をしている個人事業主にあつては、被雇用者や被扶養者ではない

＜対象経費＞令和6年1月1日～6月30日に、市内事業所の事業活動に要した光熱費または燃料費のいずれかの合計額

＜交付額＞下表の通り

区分	対象経費	交付額
1	5万円以上15万円未満	1万円
2	15万円以上45万円未満	3万円
3	45万円以上	5万円

＜申請期間＞1日月～9月30日月(当日消印有効)

＜申請方法＞大阪狭山市エネルギー価格高騰対策事業者支援金事務局(市役所・4階会議室内)、大阪狭山市商工会で配布する申請書と必要書類を、〒589-8501大阪狭山市エネルギー価格高騰対策事業者支援金事務局 ※申請書などは市ホームページからもダウンロード可



問い合わせ 大阪狭山市エネルギー価格高騰対策事業者支援金事務局 ☎366-0011

「熱中症特別警戒アラート」発表時に市内14か所に「クーリングシェルター」を開放

10月23日(水)まで、熱中症による重大な健康被害を防止するため、「熱中症特別警戒アラート」が発表されたときは、市内の公共施設14か所を「クーリングシェルター」に指定し、開放します。

＜熱中症特別警戒アラートについて＞大阪府内の暑さ指数(WBGT)情報提供地点(6地点)すべてにおいて、翌日の最高暑さ指数が35に達する予測により、広域的に過去に例のない危険な暑さによる重大な被害が生じる恐れがあるとき、環境省および気象庁から前日の午後2時に発表されます。

＜クーリングシェルターについて＞熱中症による被害を防止するため、市が指定する暑さをしのぎ安全に休憩が取れる施設です。令和6年5月現在、市内の公共施設14か所を指定しました。

クーリングシェルターは、「熱中症特別警戒アラート」が発表されたときのみ開放します。



問い合わせ 生活環境グループ ☎366-0011



飲み物を持ち歩こう



休息をとろう



声をかけ合おう



栄養をとろう



温度に気をくばろう

7月は熱中症予防強化月間

熱中症は、一人ひとりが正しい知識を持つことで防ぐことができます。

＜熱中症を予防するための5つの声かけ＞●飲みものを持ち歩こう ●休息をとろう

●声をかけ合おう ●栄養をとろう ●温度に気をくばろう

市は「熱中症予防声かけプロジェクト」に賛同しています。

問い合わせ 保健センター ☎367-1300

麻しん風しん混合(MR)ワクチン定期接種の機会を逃した人に対する任意予防接種費用の償還払いを開始

対象 MRワクチンの任意接種の日と申請の日に、市内に住んでいて、市の住民基本台帳に記録され、次に該当する人
 ●平成31年4月2日以降に生まれた人で、第1期のMRワクチンの定期接種を完了していない人または平成29年4月2日～平成30年4月1日に生まれた人で、第2期のMRワクチンの定期接種を完了していない人
 ●令和6年4月1日～令和7年3月31日にMRワクチンの任意接種を受け、実費を負担した人
助成額 市が定めるMRワクチンの定期接種の基準単価とMRワクチンの任意接種費用を比較して少ない額
申請期限 令和7年4月30日(水)
事前の申し出 MRワクチン

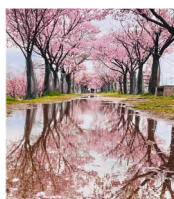
の任意接種の前に保健センターへ電話または直接申し出て、この制度についての説明を受けてください。令和6年4月1日以降で既に実費で任意予防接種を受けた人は保健センターへ問い合わせてください
申請方法 申請書兼請求書、領収書、接種記録が確認できるもの(母子健康手帳などの写し)、印鑑を持って保健センターへ直接 ※申請書兼請求書は市ホームページからもダウンロード可



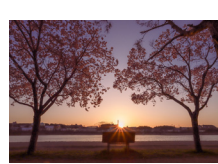
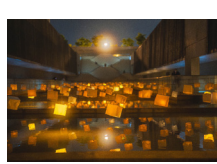
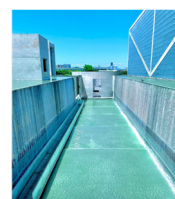
問い合わせ 保健センター ☎367-1300

大阪狭山市フォトコンテスト 市民投票～みんなで最優秀作品を決めよう～

投票期間
9日(火)まで



投票よろしく
お願いします



3月1日～5月6日に、「ぎゅっと、大阪狭山」をテーマとしたフォトコンテストを開催しました。市内外から、約180件の投稿をいただき、ありがとうございました。

市特命大使の皆さんによる1次選考の結果、19点の作品を最終選考作品として選出しました。

9日(火)まで、市民投票による最終選考を実施しますので、投票をお願いします。

対象 市内に居住・通勤・通学する人
投票方法 市投票フォームから



一人
一票
まで

投票はこちら

問い合わせ 産業にぎわいづくりグループ ☎366-0011



池守田中家史跡指定記念・池守田中家文書特別公開展

「池を守って三百年」

今回は、今年2月に池守田中家旧宅が国史跡指定されたことを記念して、池守の由来・役割などを物語る古文書などを展示・公開し、狭山池の池守が果たした役割について考えます。

とき 6日(土)～8月25日(日)午前10時～午後5時 ところ 狭山池博物館・特別展示室

《歴史セミナー》とき ①14日(日)・②8月18日(日)午後2時～3時30分(午後1時30分開場) ところ 狭山池博物館・ホール 内容・講師 ①「池守田中家の成立」・②「池守と樋役人・水下惣代」中山 潔さん/狭山池博物館学芸員 定員 126人(当日先着順)

《ギャラリートーク》とき 6日(土)～8月25日(日)の日曜日午前11時～午後0時 ところ 狭山池博物館・特別展示室

問い合わせ 狭山池博物館☎367-8891



「池守田中家文書をよむ～令和6年度狭山池古文書講座～」

とき 21日(日)・8月3日(土)・17日(土)・25日(日)午後2時～4時(午後1時30分開場。全4回) ところ 狭山池博物館・ホール 内容 池守田中家文書をテキストに、初心者から参加できる古文書の初級講座 講師 加藤宏文さん/大阪府立豊島高等学校教諭 参加費 500円(資料代) 定員 35人(先着順) 申し込み はがきに住所・名前・電話番号を書いて、〒589-0007池尻中二丁目狭山池博物館「古文書講座」係へ郵送または直接。電子メール(ikehaku.komonjo@gmail.com)、ファクシミリ(FAX367-8892)も可。2日(火)～19日(金)必着

問い合わせ 狭山池博物館ボランティア事務局☎367-8891

公共施設をみんなで考えるタウンミーティング ～一緒に考えよう！未来のまちのカたち～

市では、多くの施設で老朽化が進み、大規模な修繕や建て替えが必要な状況です。また、人口減少、少子高齢化、市民ニーズの変化に対応できる公共施設のあり方の検討や、学校園の適正規模・適正配置による教育・保育環境の整備などが喫緊の課題です。これらの課題解決に向けて、今熊地区周辺エリア、市立こども園・幼稚園、南第三小学校、狭山中学校の取り組みを優先的に進めていきたいと考えています。現状の課題や取り組みを共有し、公共施設の未来について、一緒に語り合しましょう。

とき ①7日(日)午後1時～3時、②10日(火)午後6時30分～8時30分、③12日(金)午後6時30分～8時30分(各回とも内容は同じ) ところ ①市役所・第1会議室 ②市立コミュニティセンター・大会議室 ③市立公民館・大集会室 内容 公共施設・学校園について市の取り組みの説明、基調講演「人口減少時代と私たちの町 大阪狭山市の未来を考

える」、パネルディスカッション、参加者との意見交換 コーディネーター 辻壽一さん(大阪公立大学生生活科学研究科客員教授) パネリスト 古川照人(大阪狭山市長)、竹谷好弘(大阪狭山市教育長) 定員 いずれも100人(先着順) 申し込み 市申込フォーム、または市役所資産活用・契約グループ、ニュータウン連絡所、市民活動支援センター、図書館、市立公民館、社会教育センター、総合体育館、さやま荘、さつき荘、郷土資料館、保健センター、地域活動支援センターで配布する申込用紙を各施設へ直接。住所・名前・年齢・性別(任意)・参加希望日をファクシミリ(FAX367-1254)または電子メール(kanzai@city.osakasayama.osaka.jp)も可。各開催日の前日必着。残席があれば、当日受け付け可。申込用紙は市ホームページからもダウンロード可



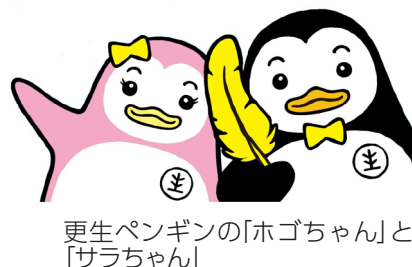
問い合わせ 資産活用・契約グループ☎366-0011

第74回大阪狭山市社会を明るくする運動

＜社会を明るくする運動とは＞犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせて犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動です。7月は強調月間で、保護司会や更生保護女性会などの各種団体で構成する「大阪狭山市社会を明るくする運動推進委員会」が、街頭啓発活動や市民集会などを実施します。

＜市民集会＞とき・ところ 30日(火)午後4時30分～6時30分/市立公民館・大集会室 内容・講師 第1部演劇「ボッ

クス」狭山高校演劇部・放送部・漫画研究部、第2部講演会「自分の痛みに鈍感な人は人の痛みにも鈍感になる～犯罪が減って、笑顔が増える社会を目指して～」野田詠氏さん/NPO法人チェンジングライフ理事長 ※手話通訳、要約筆記あり 定員 80人(当日先着順)



問い合わせ 大阪狭山市社会を明るくする運動推進委員会事務局(福祉政策グループ内) ☎366-0011

児童扶養手当・特別児童扶養手当制度

＜児童扶養手当＞ひとり親家庭の生活の安定と自立を進め、児童の健全育成を目的とした制度です。次のいずれかに該当する児童(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで、または政令で定める程度の障がいがある場合は20歳未満の児童)を監護している父または母、もしくは父母に代わって児童を養育している人(児童と同居・監護し、生計が同じであること)が対象です。※ただし、所得制限があります。申請が必要です

●父母が婚姻を解消した児童 ●父または母が死亡した児童 ●父または母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童 ●父または母の生死が明らかでない児童 ●父または母が引き続き1年以上遺棄している児童 ●父または母が法令により1年以上拘禁されている児童 ●母が婚姻によらないで出産した児童 ●棄児などで父母がいるかわからないか明らかでない児童 ●父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

また、次のいずれかに該当する場合は受給できません。

●父または母、養育者および対象児童の住所が日本国内にない ●対象児童が里親に委託されている ●対象児童が父または母の配偶者(内縁関係にある人を含み、障がいの状態にある人を除く)に養育されている ●対象児童が児童福祉施設(母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く)に入所している

＜特別児童扶養手当＞障がい児のいる家庭を援護し、児童福祉の推進を図ることを目的とした制度です。20歳未満で、政令で定める障がいのある児童を監護している父または母、もしくは父母に代わって児童を養育している人(児童と同居・監護し、生計が同じであること)が対象です。※ただし、所得制限があります。申請が必要です

また、次のいずれかに該当する場合は受給できません。

●父または母、養育者および対象児童の住所が日本国内にない ●対象児童が児童福祉施設(母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く)に入所している ●対象児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けることができる

問い合わせ こども家庭支援グループ ☎349-8015

大阪狭山市の子どもたちを 2025年大阪・関西万博へご招待！

市内に住んでいる4～17歳(令和7年4月1日現在)の子どもたちを対象に、2025年大阪・関西万博の入場券(チケットID)を配布します。

※9月13日(金)から申請を開始します。申請方法など、詳しくは特設WEBサイトから確認するか、コールセンターに問い合わせてください。この招待は、学校教育活動の一環で実施するものとは異なります

問い合わせ 大阪府万博子ども招待コールセンター ☎06-7526-3090(8日(月)から開設、月～金曜日午前9時～午後6時)、企画・情報政策グループ ☎349-8001



大阪府特設
WEBサイト
(1日(月)から)

イオン(株)と包括連携協定を締結

市は、5月31日にイオン(株)と包括連携協定を締結しました。「そよら金剛」のグランドオープンを契機とし、イオン(株)をはじめとしたイオングループと様々な分野で連携し、市民サービスの向上や地域活性化に取り組みます。

【そよら金剛で今後連携予定の取り組み例】

●22日(月)から図書館との連携サービスを開始 店内に図書返却ポストを設置、図書館ホームページの予約図書受取場所の選択肢にそよら金剛(サービスカウンター)を追加

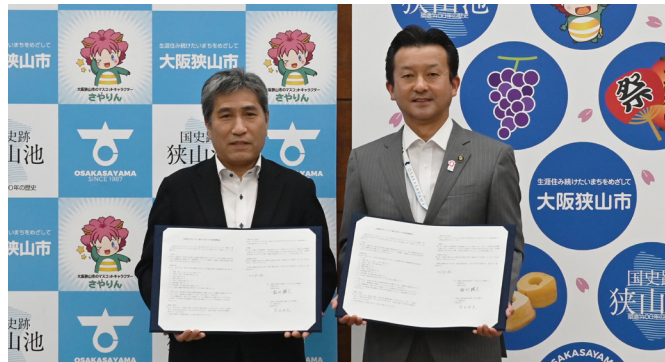


●その他 デジタルサイネージ「わが街NAVI」による市政情報の発信、さやりんグッズや地場製品の販売、マルチコピー機で住民票の写しや印鑑登録証明書の発行、高齢者SOSネットワークへの参加、職業講話や職場体験への協力など

【イオンリテール(株)近畿カンパニーと災害応援協定を締結】

市は、5月31日にイオンリテール(株)近畿カンパニーと「災害発生時等における支援協力に関する協定」を締結しました。

《協定内容》●保有する物資などの供給 ●駐車場などを一時避難場所として提供 ●平時の防災啓発事業・防災訓練への参加協力



問い合わせ 公民連携・協働推進グループ(包括連携協定)、生涯学習グループ(図書館との連携)、危機管理室(災害応援協定) ☎366-0011

夏の資源化物の回収

夏は資源化物の排出量が増加します。正しい方法で排出してください。下表の協力店でも回収しています。

《缶・びん》●潰さずリサイクルボックスに入れる ●水で洗う ●袋から出す ●袋はリサイクルボックスにくくりつけない ●時間帯を考慮し迷惑にならないよう静かに入れる ※週1回(年末年始を除く)の

資源回収協力店	所在地	牛乳パック	ペットボトル	発泡スチロールトレイ
サンプラザ狭山店	狭山五丁目2342-1		○	○
サンプラザ金剛店	半田一丁目252-3	○	○	○
オークワ狭山店	栄木三丁目153-1	○	○	○
コノミヤ狭山店	大野台二丁目1-17	○		○



袋は持ち帰りましょう

定期回収です。一度に大量に投入するとあふれる原因となります。少量ずつの排出に協力してください

《牛乳パック》●水で洗う ●切り開いて乾かす ●公共施設などに設置されている回収ボックスへ

《ペットボトル》●キャップ、ラベルシールを外す ●水で洗う ●押し潰すなどして、容積を減らす

●資源ごみBの日(月2回)に出す ※シール不要

《発泡スチロール・トレイ》●水で洗う ●資源ごみBの日(月2回)に出す ※シール不要

問い合わせ 生活環境グループ ☎366-0011



おおさかさやまで
キラリと光る
ニュースをお届け

令和6年春の叙勲
瑞宝単光章を受章

花谷修さん(元大阪狭山市消防団池尻分団長)



令和6年春の叙勲
瑞宝双光章を受章

仲俣睦喜男さん(元大阪狭山市立南第一小学校長)



令和6年春の叙勲 旭日単光章を受章

山本利昭さん(元大阪狭山市選挙管理委員会委員長)

国民健康保険・後期高齢者医療制度

【国民健康保険】

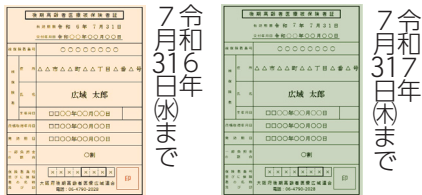
＜限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証の交付＞入院などで医療費が高額になる場合、事前に申請することで病院窓口での支払いが限度額までになります。限度額は前年所得により区分が異なります ※個人市・府民税非課税世帯に属する人が入院した場合、食事代が減額されます

8月以降に限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証が必要な場合は、8月1日(休)以降に申請してください。マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行っている人で、顔認証付きカードリーダーを設置している医療機関を受診する場合は申請不要です。また70～74歳の人は、申請不要の場合があるので、問い合わせてください。

＜高齢受給者証を更新します＞8月以降の高齢受給者証(70～74歳の人が対象)を今月下旬に送付します。マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行っていない人が医療機関を受診するときは、被保険者証と一緒に提示してください。高齢受給者証での自己負担割合は、原則として2割ですが、一定以上の所得がある人がいる世帯に属する人は3割です ※詳しくは問い合わせてください

【後期高齢者医療制度】

＜8月から、後期高齢者医療被保険者証が薄緑色に変わります＞新しい被保険者証を、今月下旬に送付します。有効期限は令和7年7月31日(休)までです。



また、現在の被保険者証(橙色)の有効期限は、31日(休)までです。新しい被保険者証(薄緑色)が届いたら、現在の被保険者証(橙色)は破棄するか、市役所保険年金グループへ返却してください。

＜医療機関などの窓口での自己負担割合＞医療機関での自己負担割合は、一般の人は1割、一定以上の所得のある人は2割、現役並み所得者は3割です。自己負担割合は、4～7月は前年度、8月～翌年3月は当該年度の個人市・府民税課税所得を用いて判定します ※世帯状況や所得の更正などにより、自己負担割合が変わることがあり、後日、差額の請求、または還付をする場合があります

＜後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証の更新＞既に認定証を持っていて、継続して対象になる人へ今月下旬に新しい認定証を送付します ※交付を受けていない人で対象となる人は、保険年金グループで随時申請できます

対象 個人市・府民税非課税世帯に属する被保険者、被保

険者証の負担割合が3割で課税所得が690万円未満の被保険者および同じ世帯に属する被保険者

＜12月1日で被保険者証の新規発行が終了します＞12月

1日(日)までに発行された被保険者証は、記載された有効期限まで使用できます。なお、12月2日(月)以降、転居などで被保険者証の内容が変わった場合は、古い被保険者証は使用できません。12月2日(月)



からは、基本的に健康保険証の利用登録が完了しているマイナンバーカード(マイナ保険証)を利用する仕組みになります。マイナ保険証を保有している人は被保険者証の有効期限を過ぎると、原則としてマイナンバーカードを提示して受診する方式となりますので、注意してください。

12月2日(月)からはマイナ保険証の保有状況により、次のとおり交付します。

●マイナ保険証を保有している人 新たに後期高齢者医療制度に加入した場合や、自己負担割合などが変更した場合は、「資格情報のお知らせ」を交付します。オンライン資格確認等システムを導入している医療機関などは、マイナ保険証のみで受診することができます。オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関などでは、交付する「資格情報のお知らせ」をマイナ保険証と一緒に提示することで、受診できます。

●マイナ保険証を保有していない人 マイナンバーカードを取得していない、または健康保険証利用登録を行っていない人には、被保険者資格の情報が記載された「資格確認書」を交付します。「資格確認書」は医療機関などで提示することで、原則、これまでと同様に医療を受けることができます。

＜保険料の決定＞今年度の後期高齢者医療保険料の決定に伴い、保険料額決定通知書および納入通知書を送付します。詳しくは同封のお知らせを確認してください。



セルフメディケーションを实践しましょう

セルフメディケーションとは、定期的に健診を受け、自身の健康に責任を持ち、軽度な不調であれば市販薬を使って自分で手当てをするなど、積極的に健康の維持・管理に取り組むことです。一人ひとりの健康意識が高まれば医療費の節約につながります。

